

多 可 町
中学生のスポーツ・文化活動の
地域展開ガイドライン



令和7年1月

多可町・多可町教育委員会

目 次

はじめに	1
1 新たな地域クラブ活動	2
2 地域クラブ活動の展開に向けた環境整備	2
(1) 新たな地域クラブ活動の在り方	
(2) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	
ア 参加者	
イ 運営団体・実施主体	
ウ 指導者	
エ 活動内容	
オ 適切な休養日等の設定	
カ 活動場所	
キ 適切な会費設定と保護者等の負担軽減	
ク 保険の加入	
(3) 学校との連携等	
3 大会等への参加や運営に係る体制の整備	6
(1) 生徒の大会等の参加機会の確保	
(2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	
ア 大会等への参加の引率	
イ 大会運営への従事	
4 安全・安心な地域クラブ活動	6
(1) 事故防止を徹底して地域クラブ活動	
ア 安全管理	
イ 健康管理・身体能力の管理	
ウ 自然条件の把握	
(2) 不祥事防止を徹底した地域クラブ活動	
ア 個人情報の管理	
イ 迷惑行為の防止	
おわりに	11

はじめに

中学校の部活動は、昭和43（1968）年に学習指導要領で「特別活動」として位置づけられた「クラブ活動」が、平成元（1989）年に学習指導要領上で課外の「部活動」として位置づけられた後も、生徒のスポーツや文化芸術（以下「文化」という。）に親しむ機会を確保するとともに、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養し、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係を構築してきました。また部活動は、教師による生徒の多面的理解や生徒の問題行動の発生抑制など、生徒指導面でも大きな意義があり、生徒の活躍や成長を保護者とともに共有することで学校教育活動への信頼を高め、愛校心を高めるとともに地域の一体感の醸成にも貢献してきました。

ところが、少子化の進展により従前の学校単位での体制での運営は困難となっており、多可町においても部活動によっては廃止や学校間での合同チームを結成せざるを得ない状況となっています。また、必ずしも専門性や意思にかかわらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中でより困難となってきました。

今後、生徒の豊かなスポーツ・文化活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能なスポーツ・文化活動の環境を整備する必要があります。

そこで、本ガイドラインは国の考え方に則り、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方など、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応についてのガイドラインを示すものであります。

なお、多可町が進める中学生のスポーツ・文化活動の地域展開は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という考えの下で、多可町が進める地域共生の精神に則り、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、多可町の実情に応じスポーツ・文化活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものです。

その際、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることに努めてまいります。

令和7年1月

多可町教育長 越川 昌信

1 新たな地域クラブ活動

令和8年の中学校総合体育大会、コンクールを学校部活動の最終とし、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化活動の場として、新たな地域クラブ活動を展開する。地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動＜体育及びレクリエーションの活動を含む。＞）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

したがって、地域クラブ活動は、学校と連携しながらも、全世代を対象としたスポーツ・文化の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

このことを踏まえ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示す。なお、この取組については、多可町の実情に応じ、関係者の共通理解の下、別途制定した「多可町中学生のスポーツ・文化活動地域展開推進計画」に基づき、令和8年に向けてできるところから進めていくこととする。

2 地域クラブ活動の展開に向けた環境整備

(1) 新たな地域クラブ活動の在り方

地域クラブ活動の展開は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場となるものである。

新たな地域クラブは、学校部活動を地域で展開するのではなく、中学生がスポーツ・文化活動に親しめる環境を、新たに整えていくものである。

地域クラブの活動は、技術の向上を目的として指導を行うもの、ともに活動する仲間づくりを目的とするものが考えられる。

地域クラブ活動を行う環境の整備は、中学生のスポーツ・文化活動の地域展開のコーディネート役となる組織（以下「スポ・カルたか」という。）を設立し、「スポ・カルたか」は、生徒のニーズに応じた種目の提供、複数の運動種目・文化活動に取り組める選択肢の提供、質の高い指導者の確保等に取り組むこととする。

(2) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

ア 参加者

学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒も含め、地域クラブへの参加を希望する全ての生徒を想定する。なお、多可町外からの参加も可能であるが、他市町との取り組みが統一されていない現状においては、多可町民を対象としたガイドラインと位置づける。

イ 運営団体・実施主体

実施主体は地域クラブであり、多可町は「スポ・カルたか」を地域クラブの統括・コーディネート役とし、その整備充実を支援する。また、地域学校協働本部や学校運営協議会（コミュニティスクール）など、学校と関係する組織・団体とも連携しながら進める。

多可町は、教育委員会・生涯学習担当部署、地域スポーツ・文化団体、学校、保護者等の関係者からなる「中学生のスポーツ・文化活動の地域展開検討会議」などにおいて、定期的・恒常的に情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

「スポ・カルたか」は、活動のルールを定め、広く住民に周知する。また、登録する地域クラブが継続できない状況になった場合、複数の地域クラブとの合同化等の相談、調整等を支援する。

地域クラブは、「スポ・カルたか」に登録し、そのルールを理解し、遵守して活動を行う。

ウ 指導者

① 指導者の質の保障

多可町及び「スポ・カルたか」は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

指導者は、参加生徒の安全を第一に考え、活動前後や活動中の様子を観察し、健康状態の把握に努めるとともに、生徒の活動経験や心身の状態等に応じた指導を心がける。

多可町及び「スポ・カルたか」は、スポーツ活動においてより多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格取得を目指せるよう支援する。その際、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の向上を図るとともに、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を根絶する。また、文化活動においても、生徒への適切な指導力等の向上を図るとともに、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を根絶する。

指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

「スポ・カルたか」は、指導者に体罰等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSPO等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。多可町などスポーツ・文化団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

② 適切な指導の実施

地域クラブ活動の統括・コーディネート役を担う「スポ・カルたか」は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。「スポ・カルたか」は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、地域クラブの取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。多可町及び多可町教育委員会は、適宜、その取組を支援する。

指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の導入等を積極的に行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

③ 指導者の量の確保

地域クラブ活動の統括・コーディネート役を担う「スポ・カルたか」は、スポーツ・文化団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ指導員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者など、様々な関係者から指導者を確保する。

「スポ・カルたか」は、スポーツ・文化団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、指導者を紹介する人材バンクを整備する。

多可町及び「スポ・カルたか」は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じてICTを活用した遠隔指導ができる体制を整える。

④ 教師等の兼職兼業

教師等の地域クラブ活動での指導は、原則、勤務時間外とする。

教育委員会は、国が示す手引き等を参考に地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、兼職兼業の許可を得られるよう規程や運用の見直しを行う。

教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

「スポ・カルたか」及び地域クラブは、教師等を指導者とする際には、居住地や異動、退職等があっても、当該教職員等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保し運営できるよう留意する。

その他、兼職兼業における労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教職員等の服務監督を行う教育委員会等及び「スポ・カルたか」は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

エ 活動内容

「スポ・カルたか」は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化に親しむ機会を確保する。

「スポ・カルたか」は、多可町の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるような環境を整備する。

「スポ・カルたか」は、地域で実施されているスポーツ・文化活動のうち、登録のあった地域クラブの内容等を生徒や保護者に対して周知する。

地域クラブは、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化活動に親しむ機会を指導体制に応じて段階的に確保する。

オ 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。

地域クラブは、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、次の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

- 学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、休日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。休日のみ活動する場合で、上記によりがたい場合は、休日の活動時間が週当たり6時間を超えないこととする。
- 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、地域クラブ共通の休養日を設けることや週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

カ 活動場所

地域クラブの活動場所は、令和8年度開校予定の多可中学校及び周辺の公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の小学校や高等学校、廃校施設等も活用する。

多可町は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、将来的に「スポ・カルたか」に委託するなど、地域クラブの安定的・継続的な運営を支援する。

多可町は、地域クラブに対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。また、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう必要に応じて規則の改正を行う。

多可町及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による「中学生のスポーツ・文化活動の地域展開検討会議」等を通じ、地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

都道府県や市区町村の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考に取り組む。

キ 適切な会費設定と保護者等の負担軽減

地域クラブは、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

多可町は、地域クラブ活動に係る施設使用料の低廉な額の設定や送迎面の配慮などの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭への参加費用の支援等の取り組みを進める。

多可町は、「スポ・カルたか」及び地域クラブが、地元企業等の協力を得て、設備の使用や用具・楽器等の寄付などの支援が受けられる体制の整備や、家庭の地域クラブへの参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄付等を活用した基金の創設やふるさと納税の活用等も検討する。また、協力関係を築けるよう、企業への周知や協力依頼を行う。

ク 保険の加入

「スポ・カルたか」は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

地域クラブは、分野・競技特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険に加入し、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

(3) 学校との連携等

地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍すること

など、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化活動の内容等を生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

3 大会等への参加や運営に係る体制の整備

(1) 生徒の大会等の参加機会の確保

全国中体連は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるように見直された。

それを受けて兵庫県においても、「兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加資格の特例について（依頼）」（令和5年1月27日付け兵中体連第92号）により、参加資格が明確に示され、地域クラブ等で活動する生徒の大会参加の機会が確保されたところである。

多可町及び教育委員会は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援に努める。

(2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

ア 大会等への参加の引率

地域クラブ活動における大会等の引率は、地域クラブが責任を持って行うものとする。

イ 大会運営への従事

大会等の主催者が、大会等に参加する地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する地域クラブ活動の指導者等は、主催者の一員として大会等に従事するものとする。

教育委員会や校長は、大会運営に従事する教師等の兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行うとともに適切な勤務管理を行う。

教育委員会や校長は、スポーツ・文化団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

4 安全・安心な地域クラブ活動

(1) 事故防止を徹底した地域クラブ活動

ア 安全管理

① 施設用具の管理

- 破損、危険な突起物等の確認

体育館での活動において、ステージの角や壁面に木のささくれや釘が出ていないか、または床面がめくれているかなどの確認が必要である。

○ 倒れる危険性のあるものの固定

倒れる可能性のある用具については、定められた方法で固定しているかを確認して使用することが大切です。また、サッカーゴールにぶら下がったりするなど、本来の用途以外に使用させないよう、指導者は注意を払うことが求められる。

○ ゆるみ、腐食、水漏れの確認

体育館の床板が腐食していないか、配管から水漏れがないかなどを確認し事故防止に努める必要がある。

② 施設・用具の準備、配置

○ 活動人数の考慮

指導者の目が行き届く人数で指導することが必要で、会員が多すぎると危険な行為を見逃し、ケガが発生する可能性が高まる。

○ 安全を確保した用具の準備と安全な動線の確保

用具の準備は会員任せにせず、指導者による適切な管理・監督が必要であるとともに、活動の動線を考えた用具の配置も必要である。

○ 良好な環境の確保

屋外においては、暗くなれば危険を伴うことがあるので、早めに活動を切り上げる。屋内においては、熱中症予防の観点から、適切な空調管理や換気管理を行う必要がある。

イ 健康管理・身体能力の管理

① 無理をさせない

睡眠不足や疲れがたまっている場合は、スポーツ活動を行うための十分な力を発揮することができないとともに、練習に集中できずケガをする可能性が高まる。

また、不安定な心理状態の場合も活動に集中することができにくく、ミスやケガを誘発することがある。これらの場合には、休養させたり、練習量を調整したりして対処する必要がある。

さらに、心疾患がある場合には、重大な事故や深刻な事態を避けるためにも運動を制限する必要がある。加えて、胸に衝撃を受けて心臓が停止したり不規則に振動したりする心臓震盪（しんとう）が発生した場合は、すぐに AED での対応が必要となる。

② 軽微な事故でも家族・保護者に連絡

練習や試合中の事故は、必ず保護者や家族に伝えなければならない。帰宅後に不調になった場合に適切な治療を受けさせるためにも、保護者等へのその原因となり得る事故の通知義務は極めて重要である。

③ 試合・競技を安全に行うためのスキルの見極め

柔道など、スキルに大きな差がある競技は、競技者のレベルを揃えることが必要である。

ウ 自然条件の把握

① 雷の音での屋外活動の停止

頭上が晴れていても落雷事故は発生する場合がある。雷の聞こえる範囲は約 10 km といわれており、雷鳴が聞こえている場合はすでに放電が始まっているので、雷鳴が聞こえたらすぐに屋内などの安全な場所で待機するとともに、雷鳴が止んでも 20 分は落雷の危険性があるため、屋外の活動は控える必要がある。

② 熱中症の適切な措置

熱中症は、夏はもちろんのこと、冬でも体温の上昇と脱水によって発生する可能性がある。予防については、下記の「熱中症予防5ヶ条」や「熱中症予防運動指針」に基づき対応することとする。

熱中症予防5ヶ条

「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」JSPO より

《暑いとき、無理な運動は事故のもと》

気温が高いときほど、また同じ気温でも湿度が高いときほど、熱中症の危険性は高くなる。また、運動強度が高いほど熱の産生が多くなり、熱中症の危険性も高くなる。暑いときに無理な運動をしても効果は期待できません。環境条件に応じて運動強度を調節し、適宜休憩をとり、適切な水分補給を心掛ける。

《急な暑さに要注意》

熱中症事故は、急に暑くなったときに多く発生している。夏の初めや合宿の初日、あるいは夏以外でも急に気温が高くなったような場合に熱中症が起こりやすくなる。急に暑くなったら、軽い運動にとどめ、暑さに慣れるまでの数日間は軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運動量を増やしていくようにする。

《失われる水と塩分を取り戻す》

暑いときには、こまめに水分を補給する。汗からは水分と同時に塩分も失われる。スポーツドリンクなどを利用して、0.1～0.2%程度の塩分も補給することも心掛ける。

水分補給量の目安として、運動による体重減少が2%を超えないように補給する。運動前後に体重を測ることで、失われた水分量を知ることができる。運動の前後に、また毎朝起床時に体重を測る習慣を身につけ、体調管理に役立てることを勧めます。

《薄着スタイルでさわやかに》

皮膚からの熱の出入りには衣服が影響する。暑いときには軽装にし、素材も吸湿性や通気性のよいものに心掛ける。屋外で、直射日光がある場合には、帽子を着用し、防具をつけるスポーツでは、休憩中に衣服をゆるめ、できるだけ熱を逃がすようにする。

《体調不良は事故のもと》

体調が悪いと体温調節能力も低下し、熱中症につながる傾向にある。疲労、睡眠不足、発熱、風邪、下痢など、体調の悪いときには無理に運動をしないこととする。また、体力の低い人、肥満の人、暑さに慣れていない人、熱中症を起こしたことがある人などは暑さに弱いので注意が必要です。学校で起きた熱中症死亡事故の7割は肥満の人に起きており、肥満の人は特に注意する。

熱中症予防運動指針

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は 原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35		
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼		
28	24	31	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼		
25	21	28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼		
21	18	24	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼		
			ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

1) 環境条件の評価にはWBGT(暑さ指数とも言われる)の使用が望ましい。

2) 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。
湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

3) 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。
運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

※暑さに弱い人: 体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

「熱中症予防運動指針」JSPO より

③ 自然災害や気象警報発令時の活動

原則、学校の対応に準じ活動は中止とするが、警報が解除されるなど参加生徒、指導者等の安全が確保される場合、活動することができる。

④ 冬季活動時の十分な準備運動の実施

スポーツ活動を行う前は、十分な準備運動を行うことが必要である。特に、冬季は体が硬くなっているため、すぐに活動を始めると大きなケガに繋がる可能性があることを指導者は認識しておく。

(2) 不祥事防止を徹底した地域クラブ活動

ア 個人情報の管理

地域クラブ会員の個人情報が外部に漏れないよう個人情報保護の方針を整え、名簿やデータの取扱いに関する組織的管理能力を向上させる必要がある。

① 個人情報の保護

「スポ・カルたか」は個人情報の重要性を認識し、次のプライバシー・ポリシーに基づき、会員やイベント参加者、アンケート回答者、来訪者等の個人情報の保護に努めなければならない。

- ・個人情報の取得　・個人情報の利用　・個人情報の第三者提供
- ・個人情報の管理　・個人情報の開示、訂正、消去、利用停止
- ・個人情報保護のための組織、体制づくり

② 名簿及びデータ管理

会員名簿や経営内容のデータ管理を徹底するとともに、データ取扱方針（コンプライアンス・プログラム）を作成し、方針に基づいた業務の推進が求められる。

- ・法令遵守　・個人情報の収集、利用　・情報主体の権利の主張
- ・個人情報の安全対策の実施

③ 具体的取組

「スポ・カルたか」は個人情報保護管理責任者を任命し、個人情報の適正な管理を遂行する必要がある。また、スタッフや指導者に対して、個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を定期的の実施するとともに、コンプライアンス・プログラムへの定期的な監査を実施する必要がある。

イ 迷惑行為の防止

地域クラブライフを快適に過ごすためには、会員相互が会則を守ることがもとより、社会のルールやマナーを守り、会員相互がお互いに尊重することが求められている。

「スポ・カルたか」では、暴力的な不良行為やハラスメントなどの迷惑行為についての基本的な考え方と対処法を定め、未然防止に努めるとともに、発生時の迅速な対応が求められる。

① 迷惑行為の基本的な考え方

会員に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為、つきまとい行為、押し売り行為（ネズミ講的な行為も含む）、泥酔行為、ハラスメント行為、及びこれらに類推する行為を迷惑行為という。

② ハラスメントの基本的な考え方

ハラスメントとは、その発言・行動等が相手を不快にさせたり、人格をおとしめたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすることである。セクシャル・ハラスメントやパワーハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントなどがある。

③ 予防と対処

「スポ・カルたか」は、迷惑行為やハラスメントの基本的な考え方と未然防止等に関するガイドラインを策定し、地域クラブ会報や活動施設に掲示するなど周知徹底に努める必要がある。

また、このような事案が発生した場合には、速やかに対策委員会を設立し、第三者と複数で事情聴取にあたり事実関係を的確に把握し対処する。

おわりに

本ガイドラインは、スポーツ庁・文化庁から令和4年12月に出された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」等を参酌して作成しました。

将来にわたり、中学生をはじめとする子どもたちがスポーツ・文化活動に親しむことができる豊かな機会を確保できるよう、子どもの視点に立ち、地域クラブ活動への段階的な移行の方向性と対応策を示したところです。

多可町及び多可町教育委員会としては、本ガイドラインを踏まえつつ、地域の実情に合わせて、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らし、生徒や保護者、教職員の理解を得つつ、段階的に進めることとします。

その際、円滑に地域移行を進めるうえでの大きな課題である新たなスポーツ・文化の環境の構築に向け、運営団体である「スポ・カルたか」の組織の再整備や指導者の質の向上及び量の確保を鋭意進めていくこととします。

併せて、令和5年度から7年度の改革推進期間における取組の進捗状況を管理・監督し、適宜、必要な見直しを「中学生のスポーツ・文化活動の地域展開検討会議」等で協議しながら進めていくこととします。